

三重県避難誘導標識等設置指針

平成 16 年 6 月 1 日施行

平成 23 年 10 月 20 日改正

防災危機管理部

県土整備部

(目的)

第 1 条 この指針は、避難誘導標識（以下「誘導標識」という。）等について、景観との調和を考慮しつつ、その効果的な設置及び統一化のために必要な基準を設けることにより、県民等がどこにいても災害に対応した避難を容易かつ的確に行い、地震・津波・洪水・土砂災害などによる被害を軽減することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この三重県避難誘導標識等設置指針（以下「指針」という。）にいう用語の意味は次に掲げるところによる。

- (1) 禁止地域とは、三重県屋外広告物条例（以下「条例」という。）第 3 条第 1 項に規定する地域をいう。
- (2) 屋外広告物沿道景観地区とは、条例第 8 条第 1 項により指定された地区をいう。
- (3) 避難所とは、市町地域防災計画において指定された避難所及び避難場所をいう。

(誘導標識の設置)

第 3 条 市町長は、災害に対応した安全な避難所単位で「避難誘導標識設置計画」（以下「設置計画」という。）を策定するものとする。

- 2 誘導標識の設置は、市町のほか、その設置の促進を図るため、個人及び各種団体等（以下「各種団体等」という。）により設置ができるものとする。
- 3 各種団体等が誘導標識を設置する場合には、市町長と協議を行い、その同意を得るものとする。

(禁止地域の取扱い)

第 4 条 禁止地域においては、誘導標識を設置しないものとする。ただし、一面の表示面積が 1.5 m²以下のもので、周囲の景観に配慮したものについては、この限りでない。

- 2 別表第 1 で定める「景観上特に配慮を要する地域」においては、前項の規定によるほか、避難誘導のため必要やむを得ない場合であり、周囲の景観を阻害しないものでなければ、誘導標識を設置することができないものとする。
- 3 第 1 項の規定は、屋外広告物沿道景観地区において誘導標識を設置しようとする場合に準用するものとする。

(誘導標識の維持管理)

第5条 誘導標識を設置した者は、美観の維持及び公衆に対する危害を防止するため、適切な維持管理を行うものとする。

- 2 誘導標識を設置した者は、誘導標識の設置後、避難所の廃止又は変更があった場合には、速やかに当該誘導標識の撤去、移設その他必要な措置をとらなければならない。

(誘導標識等のデザイン等)

第6条 誘導標識等のデザインは次の各号によるものとする。

- (1) 誘導標識には、別図1の図案を使用すること。
 - (2) 津波に対応した誘導標識(津波避難場所)については、別図2の図案を使用すること。
ただし、当分の間、従前の図案(別図1と別図3の組み合わせ)を使用することを妨げない。
 - (3) 津波を警戒すべき区域を表す標識(津波注意)には、別図4を使用すること。
ただし、当分の間、従前の図案(別図5)を使用することを妨げない。
 - (4) 海岸部の津波による浸水が予想される区域に設置する津波避難啓発看板には、別図6を使用すること。
- 2 誘導標識全体のデザイン構成は次の各号によるものとする。
 - (1) 津波に対応した誘導標識については、別図7を標準とする。ただし、当分の間、従前の図案(別図8)を使用することを妨げない。
 - (2) 津波避難ビルの誘導標識については、別図9を使用すること。
 - (3) 津波以外の災害に対応した誘導標識については、別図10を標準とする。
 - 3 市町以外の各種団体等が提供者名等を表示して誘導標識を設置する場合には、次の各号に従うものとし、又、提供者名等を表示する部分と誘導標識部分は明確に区分するものとする。
 - (1) 禁止地域においては、別表第2の の規定に基づくものとする。
 - (2) その他の地域にあつては、別表第2の の規定に基づくものとする。

(設置者の明示)

第7条 避難誘導標識及び津波避難啓発看板の設置者は、標識の裏面又は支柱等に設置者名、連絡先及び設置年月日を明示しなければならない。

別図1



別図2



別図3



別図4



別図5



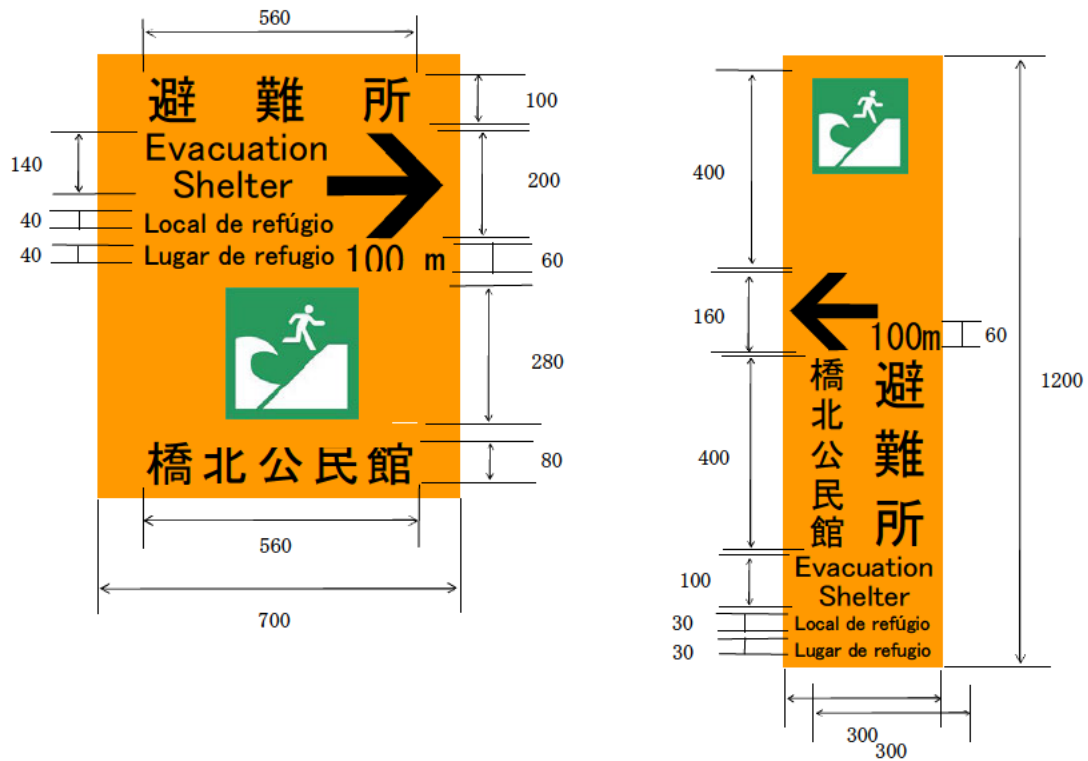
別図6



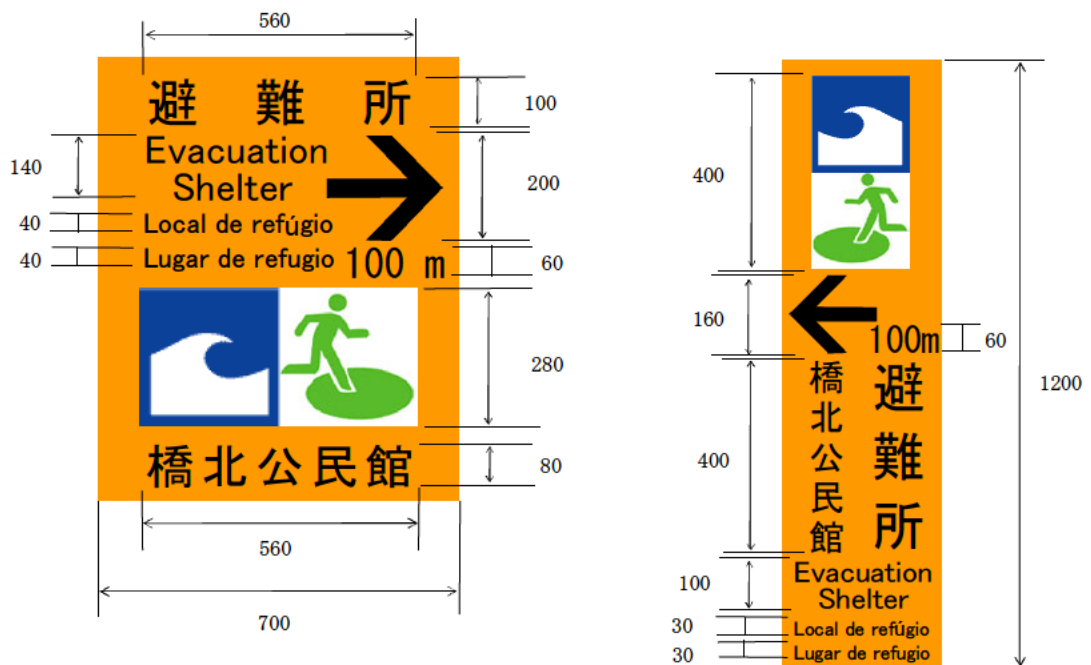
附則 この指針は、平成16年6月1日より施行する。

附則 この改正指針は、平成23年10月20日より施行する。

別図7



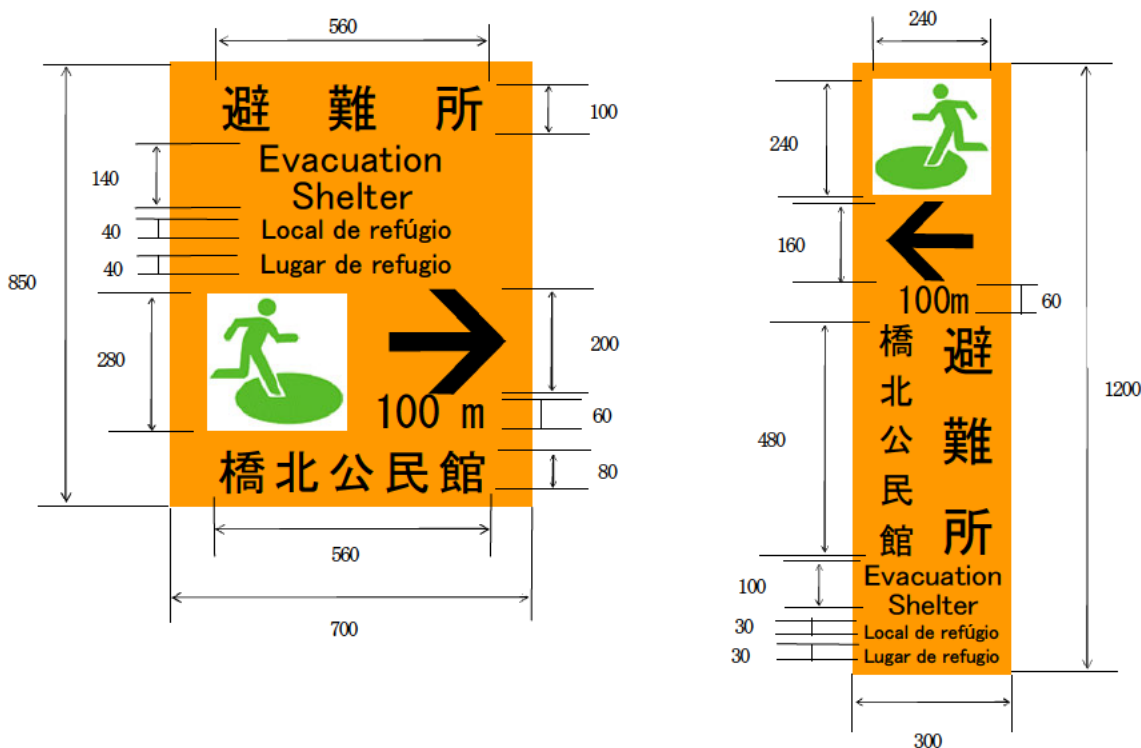
別図8



別図9



別図10



- 備考1 別図7、8、10ともに、左側は独立型、右側は電柱利用型を、別図9は独立型を想定している。
- 2 字体はMS ゴシックを使用することを原則とする。
 - 3 矢印は、避難所の場所を的確に示すため、始点から終点にかけて折り曲げて表示してもよい。
 - 4 寸法は例示とする（単位はmm）。
 - 5 地の色は橙色を原則とする。
 - 6 外国語表記は以下のとおりである。
 - (1) 英語・Evacuation Shelter（避難所が施設である場合）
（Evacuation Area（避難所が施設でない場合））
 - (2) ポルトガル語・
 - (3) スペイン語・Lugar de refugio

別表

第1 禁止地域と景観上特に配慮を要する地域

三重県屋外広告物条例第3条に規定する禁止地域の種類	景観上特に配慮を要する地域
都市計画法の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区又は特別緑地保全地区のうち、市町地域防災計画で指定された避難路及び避難路に接する場所	
都市計画法の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区又は特別緑地保全地区のうち、上記以外の区域	
文化財保護法第27条又は同法第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同法第109条第1項若しくは第2項の規定により指定された地域又は同法第110条第1項の規定により仮指定された地域	
三重県文化財保護条例第5条の規定により指定された県指定有形文化財のうち建造物の周囲50メートル以内の地域及び同条例第35条の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物（地域を定めず指定されたものを除く。）の所在する地域	
森林法第25条第1項第8号及び第11号の規定により指定された魚つき保安林及び風致保安林の地域	
高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間、道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）で知事が指定する区間並びに鉄道等（鉄道、軌道及び索道をいう。以下同じ。）で知事が指定する区間	
道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域	
都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園、社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第21号）第1条の規定による廃止前の都市公園等整備緊急措置法（昭和47年法律第67号）第2条第1項第2号又は第3号に規定する公園又は緑地及び社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第2条第1号又は第2号に規定する公園又は緑地で知事が指定するものの区域	
自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項の規定による特別地域のうち知事が指定する区域及び同法第21条第1項の規定による特別保護地区	
自然環境保全法第3章及び第4章の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域（該当地域なし）	
三重県自然環境保全条例第11条の規定により指定された三重県自然環境保全地域内の特別地区	
古墳及び墓地	
港湾、駅前広場及びこれらの附近の地域で知事が指定する区域	
官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所その他の建造物で、国又は地方公共団体が設置したもの及びその敷地（国又は地方公共団体以外の者が設置した建造物及びその敷地で知事が指定するものを含む。）	
景観法（平成16年法律第110号）第74条第1項の規定により指定された準景観地区であって、同法第75条第1項に規定する条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域（該当地域なし）	
景観法第76条第3項の地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域（該当地域なし）	

第2 提供者名等の表示に関する基準

禁止地域に表示・設置するもの

大きさ	避難誘導標識部分とあわせた全体の表示面積の5分の1以下
表示内容	提供者等の名称、事業内容及び所在地を表す表現、電話番号に限る
色彩	地は緑、文字は白に限る

上記以外の地域に設置・表示するもの

大きさ	避難誘導標識部分とあわせた全体の表示面積の3分の1以下
表示内容	の基準に準じ、「避難誘導」の機能を損なうことのないよう配慮した
色彩	もの